

川崎町災害廃棄物処理計画【概要版】

第1章 計画策定の趣旨

第1節 背景及び目的

川崎町（以降、「当町」という。）は、平成23年3月の東日本大震災や、平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年の台風19号等により住宅や公共施設等に被害を受け、大量の災害廃棄物が発生し、その処理に迫られました。当町では、今後発生が予想される大規模地震等において、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、被害を抑止・軽減するための災害予防の観点から必要な対策を講じることにより、災害発生時の混乱を最小限にすることを目的として、「川崎町災害廃棄物処理計画（以降、「本計画」という。）」を策定します。

第2章 基本的事項等

第1節 想定される災害とその被害の概要

本計画では、「地震災害」及び「水害」を対象とし、想定災害は当町で想定される大規模災害のうち、発生確率が高く、また、被害規模より災害廃棄物が多く発生すると予想される災害とします。

区分	想定される災害	建物被害棟数	
地震災害	宮城県沖地震（単独）（海洋型）	【全壊・大破棟数】 0棟	【半壊・中破棟数】 15棟
	宮城県沖地震（連動）（海洋型）	【全壊・大破棟数】 0棟	【半壊・中破棟数】 15棟
	長町-利府線断層帯の地震（内陸直下）	【全壊・大破棟数】 23棟	【半壊・中破棟数】 96棟
		液状化 1棟	液状化 6棟
揺れ 21棟		揺れ 90棟	
	火災 1棟		

第2節 災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物を下記に示します。

種類	内容
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物、不燃物/不燃系混合物、金属くず、コンクリートがら等、木くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、その他、適正処理が困難な廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、畳・布団、腐敗性廃棄物
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

第3節 災害廃棄物の処理に関する基本方針

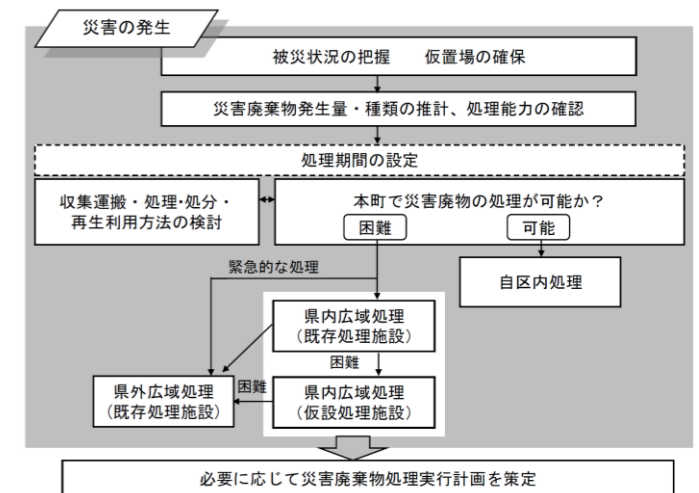
当町の災害廃棄物処理の基本方針を下記に示します。

基本方針①	適正かつ迅速な処理 ◇町民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止する観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないよう円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を実行します。
基本方針②	分別の徹底及び再生利用の促進 ◇災害時に大量に発生する災害廃棄物を全て最終処分することは不可能であるため、被災現場及び仮置場への搬入時における分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の削減を図ります。
基本方針③	協力・連携体制の強化 ◇災害時に処理を滞りなく行うため、県、市町村及び民間事業者団体等との支援体制の構築を図り、連携して処理を進めます。
基本方針④	合理的かつ経済的な処理

◇処理の緊急性や処理の容易性を考慮しながら、環境負荷が少ない処理方法を選定し、極力処理費用を抑え、経済的な処理に努めます。

第4節 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の基本的な流れを右図に示します。災害が発生した際は、初動対応として被害状況を把握し、災害廃棄物発生量を推計するとともに、既存廃棄物処理施設の処理能力や仮置場用地の確保状況を確認し、当町で処理が可能か、県内又は県外の広域処理が必要かを検討します。また、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、処理の方針及び処理期間の設定を行い、処理フローを作成し、必要に応じて実行計画を策定します。



第3章 災害廃棄物処理に係る組織体制等

第1節 災害廃棄物の処理体制

平常時より災害廃棄物処理に係る組織体制及び指揮系統を定めます。災害廃棄物処理は、「町民生活課 環境衛生係」が中心となり、関係部署、組合及び県等と連携して業務を遂行します。

第2節 協力支援体制

平常時より関係機関等と調整し、災害時の連携体制及び相互協力体制を整備します。発災後、当町自らの処理が困難で応援が必要な場合は、平常時に締結した協定等に基づき応援要請を行います。

第3節 情報収集・連絡網

災害直後は、可能な限り被害状況を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努めます。

また、町災害対策本部や組合等と災害廃棄物に関する情報共有が可能となる体制を構築し、相互に連携して適切な災害廃棄物処理が実施できるように努めます。

第4節 町民等への広報

災害廃棄物の排出者である町民等の理解と協力が得られるよう、平常時から災害発生時の問い合わせ先等の広報を行います。災害時は、効果的な手法で迅速に必要な情報の伝達・発信を行います。

第5節 教育・訓練

本計画の実効性を高め、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的に人材を確保できる体制を構築します。当町職員に対し定期的に研修、訓練等を実施し、必要に応じ専門家等の意見を活用できるようにします。

第4章 災害廃棄物処理計画

第1節 災害廃棄物発生量の推計

想定地震災害及び水害時の災害廃棄物発生量の推計結果を下記に示します。

◎地震災害

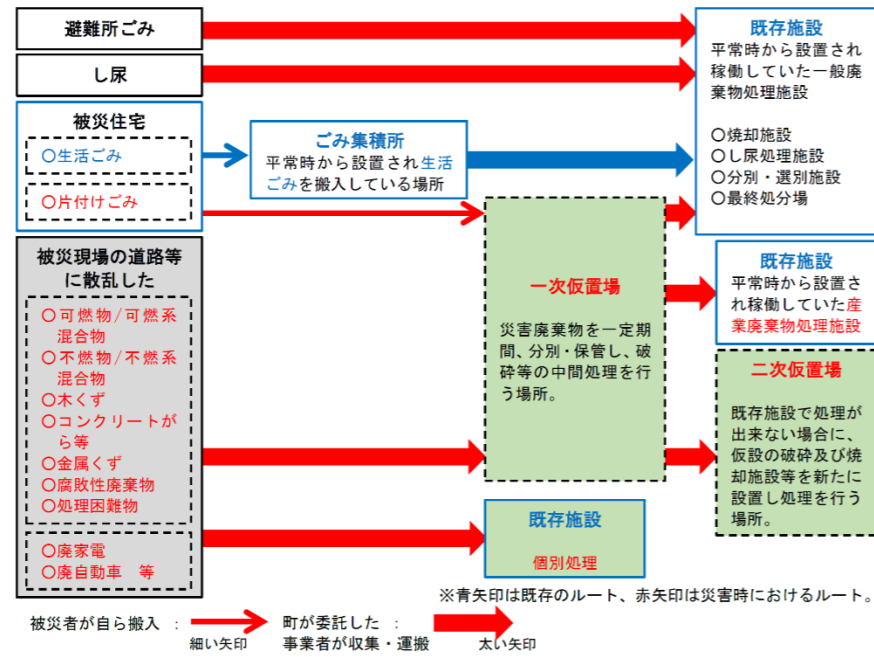
被害想定	災害廃棄物発生量(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)					
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他
宮城県沖地震（単独）（海洋型）	5,486	219	878	1,646	2,359	165	219

第2節 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、発災後速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去、処理します。

仮置場は、被災状況に応じて安全かつ迅速に搬入ができる仮置場を決定します。

各被害想定に基づき推計した仮置場必要面積を下記に示します。



想定する災害		仮置場必要面積 (m ²)		
		可燃物	不燃物	合計
地震災害	宮城県沖地震（単独）（海洋型）	484	1,331	1,815

※仮置場必要面積は、処理期間1年、積上げ高さ3mと仮定して算出した。

第3節 収集・運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、平常時より災害時の収集・運搬体制を検討します。また、発災後は速やかに収集・運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

第4節 再利用・再資源化

最終処分場の残余容量を有効利用するために、災害廃棄物の再生利用を推進します。再生利用先の確保に向けて、平常時から再生利用先の情報収集・共有を進め事業者との協力関係の構築に努めます。

第5節 処理

災害廃棄物は既存施設での処理を原則とし、既存施設の処理能力が不足する場合は、産業廃棄物処理施設等を活用することを検討します。それでも処理能力が不足する場合は仮設処理施設の設置を検討します。

第6節 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施しますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行います。

第7節 思い出の品等

建物解体等から生ずる思い出の品や貴重品について、回収対象、持ち主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等取扱ルールについて平常時より検討し、災害時に適切に対応します。

第8節 適正処理困難物等の処理

平常時は町内の危険物、有害物質等の保有事業者を予め把握しておき、処理方法等の指導等を行います。災害時は有害廃棄物を他の災害廃棄物と分けて収集し、専門処理業者等へ委託して適正処理を行います。

第9節 環境モニタリング及び火災対策

災害廃棄物処理現場では粉じんの飛散、騒音・振動、周辺土壌への有害物質等の漏出等様々な環境影響が生じる可能性があるため、必要な環境モニタリングを行います。また、仮置場での火災対策を行います。

第10節 許認可の取扱い

平常時の許認可業務は災害時にも必要になるため、関連法令の目的や特例措置を整理し、必要な手続きに

関する理解を図ります。

第5章 避難所ごみ及び生活ごみの処理

第1節 ごみ発生量の推計

避難所ごみ及び生活ごみの発生量の推計結果を下記に示します。

項目	想定災害	名取川及び名取川水系の洪水				
		宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	被災1日後	被災2日後	被災1週間後	被災1カ月後
避難所ごみ (t/日)		0.1	6.5	5.8	4.8	3.2
生活ごみ (t/日)		10.4	4.1	4.7	5.4	1.3

※宮城県沖地震（単独・海洋型）は避難者数予測が被災当日のみ。また、避難者数を避難所避難者数と仮定して推計した。

第2節 収集運搬・処理体制

発災後は、避難所ごみを含む生活ごみの発生量を把握し、避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、収集・運搬を迅速に行い、既存施設で処理を行います。

第6章 し尿の処理

第1節 し尿発生量の推計

地震災害時（宮城県沖地震（単独）（海洋型））におけるし尿発生量等の推計結果を下記に示します。

項目	推計結果
し尿発生量 (kl/日)	0.3
仮設トイレ必要設置数 (基)	11
バキューム車必要台数 (台/日)	2

第2節 仮設トイレ計画

平常時は仮設トイレの備蓄を進め、災害時には避難所の避難者数に基づき、仮設トイレの設置を行います。

第3節 収集運搬・処理体制

当町のし尿収集は、すべて民間事業者へ委託しているため、発災直後から収集運搬委託業者へ協力を要請し、し尿処理施設である角田衛生センター及び柴田衛生センターで処理を行います。

第7章 計画の進捗管理及び見直し

(1) 計画による対応力の向上

本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者、町民とともに災害への備えの重要性を共有し、行動につなげるよう働きかけます。また、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時の行動の強化を図ります。

(2) 情報共有と教育・訓練の実施

これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。また、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的実施します。

(3) 進捗管理・評価による課題の抽出

計画の進捗管理、評価・検討を行うとともに、災害時の行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。

(4) 計画の見直し

国指針の改定や町防災計画における被害想定の見直し等を踏まえた本計画の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。また、災害協定等の内容を確認し、必要に応じて見直しを行います。